

企業と地域、人と未来をつなぎます

# 諏訪商工会議所 News

Chamber of Commerce and Industry

- 特集 ..... 2
- 会議所からのお知らせ ..... 4
- つながるSUWAの輪 ..... 6
- 魅せられて ..... 19
- 応援券・クーポンのお知らせ ..... 20

## 特集

令和6年1月から  
電子取引データの保存が義務化されます



## Part3 製麺



写真：P19「魅せられて」のコーナーで紹介  
株式会社 メガネのナガタ 諏訪沖田店 店長 小林佳乃さん



●会員限定 メール配信サービス  
セミナーや経営支援に関する情報をお届けしています。  
ぜひ、ご登録ください。



最新情報は  
諏訪商工会議所  
ホームページをチェック  
<https://www.suwacci.or.jp/>



来年2024年1月より改正電子帳簿保存法の完全施行により

# 電子取引データの保存が義務化されます

中小・小規模事業者を考慮して保存要件に緩和があります  
正しく理解し対応しましょう



## Q. 電子帳簿保存法とは

A. 電子帳簿保存法は「帳簿書類の電子データによる保存を可能とする」「電子ファイルで送付・受領した請求書等のデータ保存を求める」ことを定めた法律です。

### ① 電子帳簿等保存

パソコン等を使用して作成した帳簿や取引書類を電子で保存し、紙保存を不要とする制度

### ② スキャナ保存

取引相手から受け取った書類等を画像データ化して保存し、紙保存を不要とする制度

### ③ 電子取引データの保存

メールやウェブ上でやり取りした電子ファイルをデータで保存することを義務付ける制度



← 今回の改正で義務化されます

注目



## 令和5年度税改正による要件緩和（一部抜粋）

来年1月からは改正でメールやホームページ上でやり取りした電子ファイルをデータで保存することが義務付けられますが、特に中小・小規模事業者の皆さんにとって受領した請求書等のデータを法律に基づいて保存することは困難と

いう話をよくお聞きます。このような実態を考慮し本年度税制改正で下記要件が緩和されます。

### 対象

経済面で対応不可能、人手不足で対応不可能等相当の理由によりシステム対応が間に合わなかった場合。

※相当の理由について国税庁『電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】』問61に解説がされています。

### 緩和要件

- 出力書面の保存可能
- ※ただし税務署職員から求められた際にデータで渡す必要があります
- 改ざん防止処置不要、検索機能の確保不要



対 象		I	II	その他の要件
		改ざん防止措置	検索機能の確保	
すべての事業者	原則	必要	必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>出力書面を日付等ごとに整理して保存 (売上高 5,000 万円以下の事業者は出力書面の保存も不要)</li> <li>税務職員から求められた際にデータで渡す (データを消去しない)</li> </ul>
	例外	必要	不要	
相当の理由によりシステム対応が間に合わなかった事業者等	猶予措置	不要	不要	<ul style="list-style-type: none"> <li>出力書面の保存</li> <li>税務職員から求められた際にデータで渡す (データを消去しない)</li> </ul>

システム対応が間に合わないといった相当の理由がある事業者等については、上記 I、II の要件が不要となり、「出力書面を保存」し、「税務職員から求められた際にデータで渡せる」状態にしておけば、多くの中小企業が従前の保存方法のままで良いこととされます。

## ポイント



従前の保存方法のままでOKと思いがちですが、期限をすぎるとダウンロードできなくなる領収書等が存在します。「税務署職員から求められた際にデータで渡す」ために最低限やるべきこととして「パソコン等へデータをダウンロードし保存」する必要がありますのでご注意ください。

## ✓ 来年 1 月から始まる改正電子帳簿保存法で変わる内容の概要

ここからは、改正の内容を簡単にご説明します。

### (1) 電子保存の義務化

メールやメッセージへの添付や電気料金、スマホ使用料金、クレジットカード利用明細、通販の領収書等自らがダウンロードする等の電子取引において授受した請求書や領収書等の帳簿書類は、紙に出力せずに、電子データのままで保存することが義務付けられました。

### (2) 承認制度が廃止

帳簿類を電子保存する場合、税務署へ申請、承認を得る必要がありますが、保存規定を守った方法で保存をおこなえば、事前の申請や承認が不要となりました。

### (3) 帳簿書類のデータ保存の要件緩和

メール添付やダウンロード、スキャナ保存した領収書等の帳簿書類画像データの修正や削除などの変更した履歴が残るシステムを利用している場合はタイムスタンプが実質不要となりました。またタイムスタンプの付与期限が 3

営業日内から帳簿書類の受け取りから 2 ヶ月以内に延長されました。

検索要件についても「取引年月日・取引金額・取引先名」の 3 点のみに緩和されました。

### (4) 罰則の強化

保存する帳簿書類データを、改ざん等により不正処理に対し、その改ざん等に係る事実により生じた申告漏れに係る重加算税が新設されます。

中小・小規模企業にとってこの改正は一時的に手間が増えますが、仕組みを整えその業務に慣れてしまえば今まで以上に作業が楽になり余裕が生まれてくることが予想されます。

新しい仕組みは業務の流れを見直す機会にもなります。この改正を機会と捉えて未来にある作業のしやすさの実現にぜひ挑戦してください。(職員 中沢源雄)

もっと詳しく

電子帳票保存制度特設サイト

検索

## チェック



11月24日に中小・小規模事業者の皆さん向けに「改正電子帳簿保存法説明会」を開催します。詳しくは本誌14ページをご覧ください。



# 特定商工業者負担金の納入にご協力くださいー 該当される事業者の方へー

**商工業者法定台帳の作成にあたり、負担金(1,000円)をご納入くださいますようお願い申し上げます。**

**口座自動振替をご利用の皆様**

口座自動振替日 ▶ **令和5年11月20日(月)**  
\*「口座振替のお知らせ」を10月下旬頃お届け(郵送)いたしました。ご確認をお願いいたします。

**銀行振込・窓口でのお支払いの皆様**

ご請求の時期 ▶ **令和5年11月30日(木)頃**  
納入締切日 ▶ **令和5年12月28日(木)まで**

商工会議所は商工会議所法第10条(以下「法」という)の定めに従い、地区内の特定商工業者(商工会議所の会員・非会員にかかわらず、法によって該当する商工業者の全て)について政令で定める事項を登録した商工業者法定台帳(以下「法定台帳」という)を作成しています。

これは、地区内の商工業の状況を的確に把握し、商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資する役割を担う地域経済団体である商工会議所の事業として定められたものです。

作成した法定台帳は、地区内商工業の基礎資料として、商工会議所の地域及び産業振興事業、行政の企画する商工業振興施策及び商取引の斡旋等幅広く運用しております。

当地区においては必要最小限の経費について、一律にて負担金(年額1,000円)を地区内の特定商工業者の過半数の同意に基づき、該当する事業者様にご負担いただいております。

## 特定商工業者とは

毎年4月1日現在において、それまで6ヶ月以上引き続き諏訪商工会議所の地区内(諏訪市域)に営業所等を有する商工業者のうち、次のどちらかに該当する事業所をいいます。

- 諏訪市内の営業所等で常時使用する従業員の数が20人(商業又はサービス業の場合は5人)以上
- 4月1日現在における資本金額または払込済出資総額が300万円以上

## 第40回法人学校開催のご案内

**400人のCA(客室乗務員)を育てたインストラクターが  
様々なお客様に対応してきた一流の顧客対応術を公開**

**カスタマーハラスメント(悪質要求)を  
事前に防ぐための対応術**

# 「カスハラ対策」セミナー

顧客が従業員に威圧的な言動や理不尽な要求を突きつける「カスタマーハラスメント」(カスハラ)の増加で、従業員が精神疾患を発症するなど深刻な被害も起きています。本講座ではカスハラ事例などを含め、対応する際の注意点や苦情処理の方法などをご紹介します。

講師

Fine HR代表 元ANA客室乗務員

**津田 典子 氏**

Noriko Tsuda

内容

- カスハラとクレームの違い
- カスハラの基本対応法
- カスハラ事例を含めながら未然に防ぐ対応法
- クレームからカスハラへ移行させないクレーム対応のコツ
- カスハラ対応できる会社組織の体制づくり

受講料  
**無料**

定員  
**30名**

主催  
諏訪法人会諏訪支部

2023年

**12月7日**

**13:30-15:30**

会場 | 諏訪商工会館5階 大会議室  
(諏訪市小和田南14-7)

[お問い合わせ] 諏訪商工会議所 TEL: 52-2155 (法人会諏訪支部担当まで)



# information 会議所からのお知らせ

## ▶▶▶ 新会員のご紹介

会員数1581件(10月20日現在)

事業所名	代表者名	住 所	電話番号	営業内容
mokoproject	高橋 知子	大手1丁目4-18	080-3098-7887	写真業、カンサーフォト
SOARE	河角 真奈実	上川3丁目2334-3	090-9660-9025	リラクゼーション業アロマセラピー スクールカイロプラクティック、 アロマトリートメント施術



## Monthly Topics 会議所の動き

### 2023年 9/20 ▶ 10/21

### 9月

- 21日 ▶ **【初級編】DX 実現の最初の一步**  
工業メッセ出展部会

---

- 22日 ▶ 創業体験談セミナー

---

- 23日 ▶ 不動産相談会  
諏訪法人会クリーンアップキャンペーン岡谷

---

- 25日 ▶ 建設産業部会

---

- 26日 ▶ 北陸信越ブロック会頭会議  
IT活用説明会  
ショート動画活用講座  
諏訪市労務対策協議会 理事会

---

- 27日 ▶ 女性会観劇旅行  
諏訪法人会理事会・税務署長講話

---

- 28日 ▶ 諏訪圏工業メッセ第3回実行委員会

---

- 29日 ▶ 青色申告会役員会

---

- 30日 ▶ 諏訪市飲食店オータムクーポン開始（～11/30）  
上諏訪街道まちあるき呑みあるき  
創業塾：1日目

### 10月

- 2日 ▶ 諏訪法人会諏訪支部役員会

---

- 3日 ▶ 青年部 例会

---

- 4日 ▶ 常議員会

---

- 5日 ▶ みぞ天丼会

---

- 7日 ▶ 創業塾2日目

---

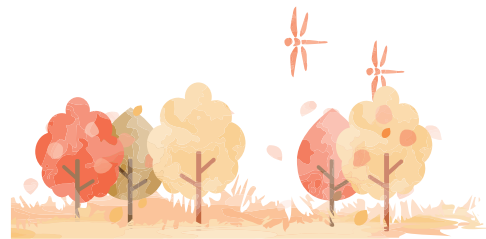
- 13日 ▶ メディア部会  
諏訪東京理科大学経営審議会

---

- 18日 ▶ インボイス制度個別相談会

---

- 19日 ▶ 諏訪圏工業メッセ（～21日）  
発明相談会



9/27  
(水)

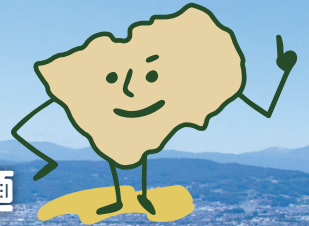
### 女性会 東京明治座「純烈公演」の観劇旅行

4年ぶりに観劇旅行を実施し、19名が参加しました。ユーモアのある劇やトーク、そして歌で終始笑顔に包まれ、参加者からは「コロナ禍で外出を控えていたため、久しぶりの旅行だった。楽しいひとときが過ごせた」との声が多数寄せられました。





創業75年。  
業務用麺や皮の製造・販売  
諏訪市内唯一の製麺会社 (有)盛谷製麺



8月には自社生産した麺などを使った、  
直営店『<sup>めん</sup>の<sup>しずく</sup>』をオープン

Part3 製麺

八ヶ岳山麓産のそば粉を使用  
種まきから製粉まで行う契約農家からの直接仕入れも

10月後半からは新そばの季節となり、諏訪地域以外にも、軽井沢、東京、大阪にも出荷。

土壌から改良するなど、「良い蕎麦を」という生産者の取組みが反映されています。



商売の原点は「お客さんと共に」

地元の方々ともっとつながりたい、工場で製造したいろいろな自社商品を知ってほしい、との思いから直営飲食店『麺乃雫』をオープン。工場で製造した様々な商品も購入可能。



肉みそ醤油ラーメン 900円

トッピングの肉みそによって、醤油ベースのスープから味噌スープに変化。旨味がしっかりと閉じこめられている肉みそは、岡谷の喜多屋醸造店の味噌“雪娘”を使用。



餃子 450円

原材料は国産にこだわり、隠し味に“タケヤみそ”の天然酵母で作られた信州みそを使用。皮は試行錯誤を重ねた特注のオリジナル。もちもち感のある少し厚めの皮は、肉汁たっぷりの餃子の餡とのバランスを考えたもの。



季節限定の新メニューで1年を通して色々な味が楽しめるほか、生パスタや学校給食のソフトめん風にした麺を使ったメニューも考案中。

掲載店

有限会社盛谷製麺  
諏訪市中洲神宮寺 512-1 TEL: 58-1197  
直営店: 麺乃雫  
諏訪市中洲 201 (諏訪大社上社参道沿い) TEL: 050-8888-1540  
営業時間: [飲食] 11:00 (ラストオーダー 14:30) 定休日: 水、木曜日  
[物販] 9:00 ~ 11:00、14:00 ~ 16:00



地元産を使った商品などの情報がありましたら、ぜひご紹介ください。担当: 両角 (52-2155)



株式会社 メガネのナガタ 諏訪沖田店

店長 小林 佳乃 さん

### 責任ある店長職に任命！

原村出身で「地元で長く働きたい、接客ができる仕事がしたい」という理由と、私自身は視力が良かったのですが、メガネが好きで興味があったため当社へ入社しました。沖田店に配属されてから8年目の今年5月、店長職を任されることになりました。



### 辛さと楽しさ



メガネは必要とする人にとっては生活する上でなくてはならないもので、細かな違いでも生活のしやすさや人に与える印象を変える大切なものです。入社したばかりの頃はお客様へのご案内がごちなく「こんなに若い子に任せてしまって大丈夫かなあ」と言われてしまうこともありました。

赤ちゃんから高齢の方まで、日々たくさんのお客様と関わらせていただくことでお客様に合ったご提案もできるようになり、自分の成長も感じられるようになりました。

「メガネ屋さん」の仕事は接客、アパレル要素、視力や補聴器での聴力の矯正をする医療機器の要素、お客様の視力に合ったレンズをフレームに入れる精密加工の要素などたくさんの側面があり、いろいろな業種を経験しているような楽しさも感じています。

### 自作のPOPで商品をPR！

当店では得意、不得意にかかわらずスタッフ全員でPOPの制作を行っています。例えば、とても需要が高く現在キャンペーン中の「パソコン・スマホなど手元の見え方が楽になる『スマホメガネ』」や、当社が商標登録している「県民メガネ」など、その時期に行っているキャンペーンやお勧めする商品のPOPです。商品の良さを的確に伝えながら当店らしさを演出することで、お客様の購買や満足に繋がり、スタッフのやりがいになっていると思います。



POPはスタッフ全員で作成

### 安心してもらえるスタッフを目指して

皆様の「視」生活や聴こえについてのお困りごとに少しでも支えになれるように「あの店員さんで良かった」と安心してもらえるよう日々努力してまいります。ぜひメガネのナガタへご来店をお待ちしております！



女性向けメーカーでも男性が掛けやすいものやユニセックスなものも増えています。わかりやすいレイアウトを心がけています。

### 株式会社 メガネのナガタ 諏訪沖田店

住所：諏訪市四賀飯島2323 TEL：58-6611  
営業時間：10:00～19:00 定休日：水曜日

# 諏訪市発行

## お得でSUWAプレミアム付応援券

### 取扱店舗を募集中!

諏訪市では、物価高騰等の影響を受けている市内事業者への安定的な事業継続を支援し、  
 経済の活性化や消費喚起を図るため、  
 「お得でSUWAプレミアム付応援券」を発行します。



発行総額	1億8,000万円(プレミアム分含む)
発行概要	額面12,000円を1万円で15,000冊販売 中小店・大型店共通3,000円分、中小店専用9,000円分 プレミアム率20%
実施期間	<b>令和5年12月3日(日)～令和6年2月9日(金)</b> <b>換金期間 令和5年12月5日(火)～令和6年2月22日(木)</b>
販売方法	<b>販売対象</b> 諏訪市在住・在勤・在学者 ※取扱店による代理購入、または自ら購入して仕入れの支払いに充てることは禁止します。 <b>販売日</b> 12月3日(日) 10時～20時/諏訪市文化センター 12月4日(月) 10時～20時/諏訪商工会館
取扱店に該当する店舗	<b>諏訪市内に店舗があり、一般消費者向けに事業を行っているすべての事業者</b> ※大規模小売店舗立地法の対象となる大型店(店舗面積1,000㎡超)も対象です。 利用額は12,000円のうち3,000円分です。 ※対象外となる店舗もありますので「募集要項」をご確認ください。
取扱店の申込み方法	「募集要項」をよくご確認のうえ、「取扱店登録申込書」へ記入し、諏訪商工会議所へFAXでお申込みください。または、諏訪商工会議所HP上のGoogleフォームからお申込みいただけます。 ※「募集要項」および「取扱店登録申込書」は、会議所HPに掲載しています。
取扱店の申込み締切	<del>一次締切 令和5年10月16日(金)17時</del> ※販売当日に配布する「取扱店舗一覧」へ掲載 今後のお申込みは、11月末より応援券専用HPへ掲載します



## 「諏訪市飲食店オータムクーポン」のお知らせ

利用・配布期限

**11月30日[木]**

換金持込み期限

換金振込み

毎月第1・第3金曜日

毎月第2・第4金曜日

※換金方法等の詳細は、9月19日に郵送した「実施要項」をご確認ください。

